



子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分)のご案内

子育て世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します!

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

① 令和3年3月31日時点で
18歳未満の児童(障害児の場合、**20歳未満**)
を養育する父母等
(※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

② {
■ 令和3年度**住民税(均等割)が非課税**の方
又は
■ 令和3年1月1日以降の収入が急変し、
住民税非課税相当の収入となった方

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

■ 支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 高松市役所 こども家庭課

「子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分)」窓口

087-839-2353

(受付時間:平日8:30~17:00)



3.給付金の支給手続き

I. 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
受給者が公務員の方の場合は、**申請が必要**です。
- ▶ 令和3年7月下旬以降、令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金を希望しない場合は、別途ご案内する日時までに、こども家庭課までご連絡ください。申出書を別途送付いたします。
- ※ 児童手当又は特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

II. 上記以外の方（例.高校生のみ養育している方、収入が急変した方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請に必要な書類をご用意いただいた上で、高松市こども家庭課が配布する申請書に記入し、窓口にて申請してください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認した後、指定口座に可能な限り速やかに振り込みます。

申請期間：令和3年7月19日～令和4年2月28日

※ 各総合センター・支所・出張所・市民サービスセンターでは申請できません。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。